

技 第 7 0 6 号  
令和 4 年 2 月 2 8 日

千葉県建設産業団体連合会会長 様

千葉県県土整備部長  
(公印省略)

特例措置及びインフレスライド条項の運用について (通知)

本県の土木行政につきましては、日頃格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、本県県土整備部においては、下記のとおり特例措置及びインフレスライド条項を運用することとしたので通知します。

なお、国土交通省不動産・建設経済局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について (令和 4 年 2 月 1 8 日付け国不入企第 3 6 号)」が通知されていることを申し添えます。

記

1 令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事及び業務等 (特例措置)

(1) 対象

令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの  
詳細は別添 1 による

2 令和 4 年 2 月 2 8 日以前に契約を締結した工事 (インフレスライド条項)

(1) 対象

令和 4 年 2 月 2 8 日以前に契約を締結した工事で、残工期が 2 ヶ月以上あるもの  
ア) 工期の始期が到来していないもの  
イ) 工期の始期が到来しているもの

(2) 手続

詳細は別添 2 による

なお、ア) 工期の始期が到来していないものについては、別添 2 の 1 から 7 まで (4 (3) を除く。) の規定を準用する

技術管理課 技術情報班  
電話 043-223-3273

技 第 7 0 6 号  
令和 4 年 2 月 2 8 日

一般社団法人  
千葉県建設業協会会長 様

千葉県県土整備部長  
(公印省略)

特例措置及びインフレスライド条項の運用について（通知）

本県の土木行政につきましては、日頃格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、本県県土整備部においては、下記のとおり特例措置及びインフレスライド条項を運用することとしたので通知します。

なお、国土交通省不動産・建設経済局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（令和4年2月18日付け国不入企第36号）」が通知されていることを申し添えます。

記

1 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等（特例措置）

(1) 対象

令和4年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの  
詳細は別添1による

2 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事（インフレスライド条項）

(1) 対象

令和4年2月28日以前に契約を締結した工事で、残工期が2ヶ月以上あるもの  
ア) 工期の始期が到来していないもの  
イ) 工期の始期が到来しているもの

(2) 手続

詳細は別添2による

なお、ア) 工期の始期が到来していないものについては、別添2の1から7まで（4（3）を除く。）の規定を準用する

技術管理課 技術情報班  
電話 043-223-3273

技 第 7 0 6 号  
令和 4 年 2 月 2 8 日

一般社団法人  
千葉県道路舗装協会会長 様

千葉県県土整備部長  
(公印省略)

特例措置及びインフレスライド条項の運用について (通知)

本県の土木行政につきましては、日頃格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、本県県土整備部においては、下記のとおり特例措置及びインフレスライド条項を運用することとしたので通知します。

なお、国土交通省不動産・建設経済局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について (令和 4 年 2 月 1 8 日付け国不入企第 3 6 号)」が通知されていることを申し添えます。

記

1 令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事及び業務等 (特例措置)

(1) 対象

令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの  
詳細は別添 1 による

2 令和 4 年 2 月 2 8 日以前に契約を締結した工事 (インフレスライド条項)

(1) 対象

令和 4 年 2 月 2 8 日以前に契約を締結した工事で、残工期が 2 ヶ月以上あるもの  
ア) 工期の始期が到来していないもの  
イ) 工期の始期が到来しているもの

(2) 手続

詳細は別添 2 による

なお、ア) 工期の始期が到来していないものについては、別添 2 の 1 から 7 まで (4 (3) を除く。) の規定を準用する

〔 技術管理課 技術情報班  
電話 043-223-3273 〕

技 第 7 0 6 号  
令和 4 年 2 月 2 8 日

公益社団法人  
千葉県測量設計業協会会長 様

千葉県県土整備部長  
(公印省略)

特例措置及びインフレスライド条項の運用について（通知）

本県の土木行政につきましては、日頃格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、本県県土整備部においては、下記のとおり特例措置及びインフレスライド条項を運用することとしたので通知します。

なお、国土交通省不動産・建設経済局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（令和4年2月18日付け国不入企第36号）」が通知されていることを申し添えます。

記

1 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等（特例措置）

(1) 対象

令和4年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの  
詳細は別添1による

2 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事（インフレスライド条項）

(1) 対象

令和4年2月28日以前に契約を締結した工事で、残工期が2ヶ月以上あるもの  
ア) 工期の始期が到来していないもの  
イ) 工期の始期が到来しているもの

(2) 手続

詳細は別添2による

なお、ア) 工期の始期が到来していないものについては、別添2の1から7まで（4（3）を除く。）の規定を準用する

〔 技術管理課 技術情報班  
電話 043-223-3273 〕

技 第 7 0 6 号  
令和 4 年 2 月 2 8 日

一般社団法人建設コンサルタント協会  
関東支部長 様

千葉県県土整備部長  
(公印省略)

特例措置及びインフレスライド条項の運用について（通知）

本県の土木行政につきましては、日頃格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、本県県土整備部においては、下記のとおり特例措置及びインフレスライド条項を運用することとしたので通知します。

なお、国土交通省不動産・建設経済局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（令和4年2月18日付け国不入企第36号）」が通知されていることを申し添えます。

記

1 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等（特例措置）

(1) 対象

令和4年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの  
詳細は別添1による

2 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事（インフレスライド条項）

(1) 対象

令和4年2月28日以前に契約を締結した工事で、残工期が2ヶ月以上あるもの  
ア) 工期の始期が到来していないもの  
イ) 工期の始期が到来しているもの

(2) 手続

詳細は別添2による

なお、ア) 工期の始期が到来していないものについては、別添2の1から7まで（4（3）を除く。）の規定を準用する

〔 技術管理課 技術情報班  
電話 043-223-3273 〕

技 第 7 0 6 号  
令和 4 年 2 月 2 8 日

一般社団法人  
千葉県建設コンサルタント業協会会長 様

千葉県県土整備部長  
(公印省略)

特例措置及びインフレスライド条項の運用について（通知）

本県の土木行政につきましては、日頃格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、本県県土整備部においては、下記のとおり特例措置及びインフレスライド条項を運用することとしたので通知します。

なお、国土交通省不動産・建設経済局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（令和4年2月18日付け国不入企第36号）」が通知されていることを申し添えます。

記

1 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等（特例措置）

(1) 対象

令和4年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの  
詳細は別添1による

2 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事（インフレスライド条項）

(1) 対象

令和4年2月28日以前に契約を締結した工事で、残工期が2ヶ月以上あるもの  
ア) 工期の始期が到来していないもの  
イ) 工期の始期が到来しているもの

(2) 手続

詳細は別添2による

なお、ア) 工期の始期が到来していないものについては、別添2の1から7まで（4（3）を除く。）の規定を準用する

技術管理課 技術情報班  
電話 043-223-3273

技 第 7 0 6 号  
令和 4 年 2 月 2 8 日

千葉県補償コンサルタント協議会会長 様

千葉県県土整備部長  
(公印省略)

特例措置及びインフレスライド条項の運用について（通知）

本県の土木行政につきましては、日頃格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、本県県土整備部においては、下記のとおり特例措置及びインフレスライド条項を運用することとしたので通知します。

なお、国土交通省不動産・建設経済局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（令和4年2月18日付け国不入企第36号）」が通知されていることを申し添えます。

記

1 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等（特例措置）

(1) 対象

令和4年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの  
詳細は別添1による

2 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事（インフレスライド条項）

(1) 対象

令和4年2月28日以前に契約を締結した工事で、残工期が2ヶ月以上あるもの  
ア) 工期の始期が到来していないもの  
イ) 工期の始期が到来しているもの

(2) 手続

詳細は別添2による

なお、ア) 工期の始期が到来していないものについては、別添2の1から7まで（4（3）を除く。）の規定を準用する

技術管理課 技術情報班  
電話 043-223-3273

技 第 7 0 6 号  
令和 4 年 2 月 2 8 日

一般社団法人  
千葉県地質調査業協会会長 様

千葉県県土整備部長  
(公印省略)

特例措置及びインフレスライド条項の運用について（通知）

本県の土木行政につきましては、日頃格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、本県県土整備部においては、下記のとおり特例措置及びインフレスライド条項を運用することとしたので通知します。

なお、国土交通省不動産・建設経済局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（令和4年2月18日付け国不入企第36号）」が通知されていることを申し添えます。

記

1 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等（特例措置）

(1) 対象

令和4年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの  
詳細は別添1による

2 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事（インフレスライド条項）

(1) 対象

令和4年2月28日以前に契約を締結した工事で、残工期が2ヶ月以上あるもの  
ア) 工期の始期が到来していないもの  
イ) 工期の始期が到来しているもの

(2) 手続

詳細は別添2による

なお、ア) 工期の始期が到来していないものについては、別添2の1から7まで（4（3）を除く。）の規定を準用する

〔 技術管理課 技術情報班  
電話 043-223-3273 〕



技 第 7 0 6 号  
令和 4 年 2 月 2 8 日

千葉県測量設計補償協同組合理事長 様

千葉県県土整備部長  
(公印省略)

特例措置及びインフレスライド条項の運用について (通知)

本県の土木行政につきましては、日頃格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、本県県土整備部においては、下記のとおり特例措置及びインフレスライド条項を運用することとしたので通知します。

なお、国土交通省不動産・建設経済局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について (令和 4 年 2 月 1 8 日付け国不入企第 3 6 号)」が通知されていることを申し添えます。

記

1 令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事及び業務等 (特例措置)

(1) 対象

令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの  
詳細は別添 1 による

2 令和 4 年 2 月 2 8 日以前に契約を締結した工事 (インフレスライド条項)

(1) 対象

令和 4 年 2 月 2 8 日以前に契約を締結した工事で、残工期が 2 ヶ月以上あるもの  
ア) 工期の始期が到来していないもの  
イ) 工期の始期が到来しているもの

(2) 手続

詳細は別添 2 による

なお、ア) 工期の始期が到来していないものについては、別添 2 の 1 から 7 まで (4 (3) を除く。) の規定を準用する

技術管理課 技術情報班  
電話 043-223-3273